

## 公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公告します。

2025年4月18日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

調達管理番号	25a00168	
地域／国名	トルクメニスタン	
調達件名	トルクメニスタン国心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材（ロット2）	
主要機材名・仕様概要	主要機材名	医療コンテナ車
	取引条件	仕向地渡し
	輸出者	受注者（ただし、on behalf of JICA）
仕様・数量等	機材仕様明細書を参照	
競争参加資格	公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。	
	日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。	
	契約事務取扱細則第4条に該当しないこと。	
	その他、業務仕様書に記載の参加要件に該当すること。	
入札・開札日時、場所	2025年6月5日 14時00分	
契約担当部署	国際協力調達部契約推進第三課 電話番号：03-5226-6643 メールアドレス：e_sanka@jica.go.jp	
その他	必ず当機構ホームページに掲示している「入札説明書」を参照ください。	

調達管理番号(25a00168)

入札説明書  
【電子入札システム対象案件】

2025年4月18日  
独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構の「トルクメニスタン国心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材（ロット2）」の調達に係る入札公告に基づく入札等については、当機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

本業務の入札は電子入札システムで実施し、提出書類の授受等入札手続きは電子入札システム経由となります。提出書類のメール送付、郵送及び持参は原則不可とさせていただいています。

1 公告日：別紙【手続・締切日時一覧】のとおり

2 契約担当役 理事

3 競争入札に付する事項

・件名：トルクメニスタン国心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材（ロット2）

・主要調達機材名及び仕様（詳細は機材仕様明細書を参照）：

医療コンテナ車

(1) 取引条件：仕向地渡し

(2) 輸出者：受注者（ただし、on behalf of JICA）

(3) 船積（空）港：受注者の手配による

(4) 仕向（空）港：トルクメンバシ港

(5) 納入期限：契約締結から18ヶ月

(6) 業務完了期限：納入期限から1ヶ月

履行期間：契約締結日から20ヶ月

4 手続全般にかかる事項

(1) 担当部署

郵便番号 102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部契約推進第三課（機材班）

TEL: 03-5226-6609

メール:e\_sanka@jica.go.jp

(2) 書類の提出、授受方法

電子入札システム上で行います。

【電子入札システムポータルサイト】

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

(3) 電子入札システム上の案件分類について

電子入札システム上、本案件は「工事、コンサル」に分類されております。

お間違えのないようご注意ください。

操作手順の詳細は、以下URLから電子入札システム ポータルサイトへアクセスし4つ目の項目

「マニュアルなど」から「（新）物品の調達・役務の提供、機材調達等契約 操作マニュアル」の  
リンク先マニュアル6ページを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/ebidding.html>

\* JICA電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となりますので、  
初めての方はお早めにご準備ください。

①認証局発行のICカード及びカードリーダーの準備

詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル（設定～利用者登録）」をご参照  
ください。認証局によりますが、ICカードの発効には2～4週間かかります。

②団体情報の登録及び「業者番号」の入手

電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行にはJICAの団体情報登録が  
必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。なお、同登録には、  
7～10営業日かかります。

【団体情報登録】<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html>

#### (4) 書類等の押印省略

機密保持誓約書、共同企業体結成届、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より（もしくは社内責任者にccを入れて）メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

### 5 本件入札に関する質問

(1) 機材仕様明細書の内容等、この入札案件に関する質問がある場合は、次に従い所定の様式により提出してください。

ア. 質問受付期限および提出方法：別紙【手続・締切日時一覧】のとおり

イ. 注意：質問受付期限を過ぎてから届いた質問及び口頭による質問に対してはお答えできませんのであらかじめ了承願います。

本件については、機材仕様明細書に参考銘柄として記載しているもの以外のものを提案したい場合は、必ず提出期間内にその銘柄のカタログを添付して採用の可否につきメールで質問してください。

(2) 質問に対する回答は、別紙【手續・締切日時一覧】の日時に掲示します。

ア. 質問回答は、掲載後に追加されて再掲載することがありますので、入札書提出までに必ず確認してください。

イ. 質問を受け確認したことによって、仕様・数量等が変更されることがあります。また、質問がない場合にも訂正が生じることがあります。いずれも「質問回答」欄に掲載しますので、本件競争参加希望者は、質問提出の有無にかかわらず、必ずご確認ください。入札金額は、掲載した全ての回答・訂正が反映されたものと見なされます。

### 6 競争参加資格

#### (1) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 公告日において、令和04・05・06年度もしくは令和07・08・09年度全省庁統一資格にて「物品の製造」又は「物品の販売」の格付けを有する者（等級は問わない）

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること

3) 輸出実績を有する者

4) 資本関係又は人的関係

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ）の関係にある場合

② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

iv. 組合の理事

- v. その他業務を遂行する者であって、iからivまでに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
  - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
  - c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ※ 留意事項：技術提案書を提出しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

## (2) 消極的資格制限

- 以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。
- 1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者  
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人を言います。
  - 2) 当機構から「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者  
具体的には、以下のとおり取扱います。
    - ア. 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
    - イ. 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
    - ウ. 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。
  - 3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者  
具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
  - 4) 次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後2年を経過しない者
    - ア. 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
      - イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
      - ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
      - エ. 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
      - オ. 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
      - カ. 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用者として使用した者

## 7 競争参加資格確認の申請

- (1) 本競争の参加希望者は、下記ウ. 提出方法のとおり電子メールより全省庁統一資格審査結果通知書(写)及び資本関係又は人的関係に関する申告書をPDFで添付して提出してください。  
なお、下記の締切日時までに必要書類を提出しない者及び競争参加資格がないと通知された者は、競争に参加することができません。

- ア. 競争参加資格申請書受付期間 : 別紙【手続・締切日時一覧】のとおり
- イ. 提出書類 : 令和04・05・06年度もしくは令和07・08・09年度審査結果通知書(全省庁統一資格)写し  
資本関係又は人的関係に関する申告書（該当なしの場合も提出します）
- ウ. 提出方法 : 以下の様式をJICAホームページよりダウンロードして、メールでのご提出をお願いいたします。  
様式 一般競争入札（海外向け機材）「資本的関係又は人的関係に関する申告書」  
[https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/oversea/op\\_tend.html](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/oversea/op_tend.html)

送付先 : e\_sanka@jica.go.jp  
メールタイトル: 【提出】調達管理番号20axxxxx\_社名●●\_競争参加申請書

(2) 確認の結果、資格有と判断される場合は結果を通知しません。資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。

(3) その他

ア. 発注者は、提出された申請書を、本件の競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

イ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記4. を参照ください。

8 競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1) 当機構より競争参加資格がないと通知を受けた者は、その理由について、通知した日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由について説明を求めるることができます。ご要望があれば「4. 担当部署等」までご連絡ください。

9 辞退書の提出

(1) 競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、電子入札システム「辞退書\_提出」ボタンから辞退届を提出することとなっています。

辞退書提出期限：入札書受付締切予定日時まで

(2) (1) の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(3) その他

ア. 提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。

イ. 辞退書に関する問い合わせ先は、上記4. 参照。

10 入札執行（入札）の日時

本入札において、再入札の可能性もあるため、入札者は開札予定日時に電子入札システムを操作できる場所で待機願います。再入札については、発注者から再入札実施日時を通知しますので、指定時間中に再入札書を電子入札で提出願います。

また、時間内に再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

(1) 入札書受付期間および開札日時：別紙【手続・締切日時一覧】のとおり

(2) 再入札の場合は、発注者からの連絡及び電子入札システムにより再入札の指示以降、上記同様に再入札書受付開始/締切及び開札予定日時を電子入札システムで確認した上で再入札書を提出して下さい。

11 入札者の失格

入札書受付締切予定日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（受注者側のPCのトラブルによる場合も含む）。

その他入札執行者の指示に従わなかったときも失格とします。

12 入札方法等

(1) 電子入札システムで入札を行います。

(2) 以下の費用を含んだ総価（円）をもって入札金額とします。ただし、輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行います。

ア. 機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金

イ. 梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用

ウ. 輸送条件書に基づく輸送にかかる費用

※輸送費には貨物海上保険料を含みます。また、保険付保規制国においても、日本国政府と相手国政府間との取り決めに基づき、「付保規制」の対象外になりますので、本邦保険会社による保険付保が可能です。手続きの際に、必要に応じ様式集の「貨物海上保険に係る通知」を本邦保険会社に提出してください。

エ. 技師派遣条件書に基づく派遣にかかる費用

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。

(4) 本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません。

(5) 一旦提出した入札書は、引換、変更又は取消すことができません。

(6) 海外向け機材調達にかかる各種手続きは、「JICA海外向け機材調達の手引き（高額機材）」に記載しています。本入札で使用する所定の入札書式及び一般的な配慮事項等が含まれていますので、入札に参加する方は予め内容をご確認のうえ入札してください。同手引きは次のURLからダウンロードできます。

[https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/oversea/n\\_files/1201049\\_016.pdf](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/oversea/n_files/1201049_016.pdf)

(7) 入札保証金は免除します。

### 1.3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書締切日時後に到着した入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) 同一入札者による複数の入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 条件が付されている入札

### 1.4 落札者の決定方法

- (1) 発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定します。

### 1.5 入札手順等開札までに行うべきこと

- (1) 入札の手順

#### 1) 開札までに行うべきこと

入札者は電子入札システムにより入札書締切日時までに入札金額を入力・提出します。

#### 2) 開札

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果をシステム上で入札者に開示します。

#### 3) 再入札及び不落随意契約交渉

ア. 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時及び入札最低金額に従って、再入札書を提出します。入札者は開札日時以降、入札結果を確認できるようPCの前で待機するようお願いします。

イ. 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。再入札を2回行っても落札者がないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次不落随意契約の交渉を行う場合があります。

なお、1回目もしくは2回目の再入札が応札者全員の辞退による不調に終わった場合には、その前の入札における入札金額の最も低いものから、順次不落随意契約の交渉を行うことがあります。

また、上記経緯による不落随意契約の交渉が不調であった場合には、再入札を辞退した者との間でも不落随意契約交渉を行う場合があります。

- (2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」表示を選択して辞退届を提出して下さい。

- (3) 落札者と宣言された者の失格

落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

### 1.6 内訳明細書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者は、入札会後に内訳明細書を提出してください。

- (2) 当機構における内訳明細書の確認及び内部手続きの完了後、契約相手と決定された者は電子契約書による契約に同意するものとみなし、当機構が契約書（案）を雛型に基づき作成し、電子署名により締結します。（契約書の日付は、内訳明細書の確認及び当機構の内部決裁が完了後に当機構が指定します。）

なお、書面による契約を希望する場合は、落札後発注者へご照会ください。電子契約書の導入については次のURLをご参照ください。

[https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/1515885\\_47198.html](https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/1515885_47198.html)

- (3) 契約書（案）の雛型は、当機構ホームページの次のURLに掲載する雛型のとおりです。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op\\_tend.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html)

#### ア. 電子契約書を利用して契約締結する場合

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する  
電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

#### イ. 従来の紙で作成された契約書にて契約締結する場合

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

- (4) 離型名称：仕向地渡し
- (5) 契約保証金は免除します。

#### 17 契約締結後の提出書類等

- (1) 受注者は契約締結後、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料の見積書を発注者へ提出します（料率は特約で定めています。保険料の現場戻しはありません。）。なお、落札者は保険申込み及び保険料の支払いを行いますが、被保険者は当機構になります。
- (2) 受注者は、危険品及び温度管理品について、納品30日前までにその有無を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (3) 受注者は、検疫、梱包材の燻蒸證明取り付け、原産地證明、領事査証等、その他各種許可承認の手続きが必要な場合、受注者の責任において行ってください。
- (4) 受注者は、輸送書類を契約書に定める期限までに作成し、当機構に提出するものとします。提出が遅延したことにより発生する費用（倉庫料等）に関しては、受注者負担とします。
- (5) 薬品を調達する場合は、受注者は、納品予定日の7営業日前までに、その有効期限を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (6) 危険品があるときは、受注者は納品30日前までに、安全データシートを当機構に提出するものとします。

#### 18 安全保障輸出管理

- (1) 受注者は、その責任において適切な輸出手続きと輸送を行うものとし、全品目について、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）、その他の輸出関連法規及び米国輸出規則（以下、まとめて「輸出規制法規」という。）による輸出規制該当品の有無を確認し、納品30日前までにその結果を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (2) 受注者は、輸出規制法規による該非の判定に必要な資料（項目別対比表、パラメーターシート、米国輸出規則の輸出規制品目分類番号（ECCN）等）を、納品30日前までに当機構に提出するものとします。
- (3) 輸出規制法規による輸出許可・承認の取り付けが必要な場合は、受注者が輸出許可・承認を申請するものとします。当機構は、当該物品の許可・承認に必要な情報のうち当機構が保有する情報を受注者に提供します。
- (4) 当該物品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合には、当該物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除します。

#### 19 留意事項

- (1) 応募者は、「JICA海外向け機材調達の手引き（高額機材）」、機材調達契約約款、契約書案、機材仕様明細書他附属書類を十分理解してから参加するものとします。
- (2) 委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。
- (3) 落札者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、落札者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の100分の10を当機構へ支払うものとします。また、この場合当機構は当該落札者とは契約を締結しません。もし契約締結後にかかる状況になった場合は、当機構は、契約書に基づき、同上の違約金を徴取するとともに、該当契約を解除します。
- (4) 正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。
  - ア. 全品目の梱包才数、危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無について所定の期日までに提出がない場合
  - イ. 危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合
  - ウ. 全品目の梱包才数にその後の確定時と比べ大きな誤差があった場合
  - エ. その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

#### 20 情報の公表について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとされたことに伴い、JICAでも同情報を公表を行っています。つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構ホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、競争に参加していただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約  
財産の買入れの場合、160万円を超える契約
- (2) 公表の対象となる契約相手方  
次のいずれにも該当する契約相手方  
ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること  
(注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (3) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。  
ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名  
イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との間の取引高  
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
・ 3分の1以上2分の1未満  
・ 2分の1以上3分の2未満  
・ 3分の2以上
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (4) 当機構の役職員経験者の有無の確認日：当該契約の締結日とします。
- (5) 情報提供の方法  
契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。  
詳細は、次のページをご参照ください。  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>

以上

## 様式集

### <参考様式>

#### 【入札手続に関する様式】

- 質問様式
- 資本的関係又は人的関係に関する申告書
- 共同企業体結成届
- 貨物海上保険にかかる通知

#### 【契約締結に関する様式】

- 最終見積書
- 内訳明細書（機材仕様明細書）
- 契約書 船積渡し/仕向地渡し
- 機材調達契約款
- 梱包条件書
- 輸送条件書 船積渡し/仕向地渡し
- 技師派遣条件書

#### 【契約締結後の提出書類】

- 支払先口座届出書
- 輸出貿易管理令等調書
- 外国製品に関する調書
- 危険品・温度管理品の確認について
- 仕様変更届 受注者文書
- 仕様変更届 製造会社文書
- 輸送書類提出様式・受領書
- 輸送日程報告カード

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「海外向け資機材の調達」「一般競争入札」よりダウンロードできます。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op\\_tend.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html)

なお、宛名に理事、件名、公告番号、公告日、入札日を記載する様式には、以下の通り記載してください。

- ・宛名：独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事
- ・件名：トルクメニスタン国心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材（ロット2）
- ・公告番号：25a00168
- ・公告日：2025年4月18日
- ・入札会：2025年6月5日

## 【手続・締切日時一覧】

2025年4月18日  
独立行政法人国際協力機構

件名：トルクメニスタン国心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材（ロット2）

- |                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| 1 公告日<br>・入札説明書に対する質問の提出受付開始 | : 2025年4月18日     |
| 2 質問受付期限                     | : 2025年5月12日 正午  |
| 3 質問に対する機構からの回答掲載 (HP)       | : 2025年5月20日以降   |
| 4 競争参加申請書・入札書受付開始日時*         | : 2025年5月21日 正午  |
| 5 競争参加申請書・入札書受付締切日時*         | : 2025年6月2日 正午   |
| 6 入札会・開札日時*                  | : 2025年6月5日 14 時 |

# 機材仕様明細書

トルクメニスタン国 心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則	1. 中古品は認めない。		
	General	2. 機材番号1. 医療コンテナ車の内部の供給電源仕様については、 単相 (AC220~230V 50Hz) 、F型 (SE型) 電源ソケット形状で あること。		
		なお、装備する発電機の出力は上記単相と同時に三相 (AC380V 50Hz 3P4W) にも対応すること。		
		3. 仕様欄において「程度」と付記された数値は、その数値を中 心値として±10%以内の範囲を認める。		
		4. メーカー設定の標準付属品は、仕様欄に記載がなくとも当該 機材の付属品として含めること。		
		5. 用途に応じた機材の正常な動作、運用を満足する適切な機器 構成オプション、周辺機器、付属品、および設置に必要な資 機材等（設置資材、電源ケーブル等）は、仕様欄に記載がな くとも当該機材に含めること。		
		6. 各機材とも取扱説明書は下記のとおり納品すること。 機材番号1-1~1-4の機材の取扱説明書については、使用者お よび維持管理者向けのメンテンスの内容が含まれていること。 ・ 英語およびロシア語の冊子または印刷物（ファイル綴じ） を各1部/台、機材に同梱すること。 ・ 英語およびロシア語のPDFファイルを格納したCD-Rを 1部/台、機材に同梱すること。 ・ 英語およびロシア語のPDFファイルを各1部、船積みまでに 発注者にメールにて提出すること。		
		※構成品、付属品のうち取扱説明書があるものはすべて上記 を適用する。		

# 機材仕様明細書

トルクメニスタン国 心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則	7. 機材番号1. 医療コンテナ車として、相手国の医療機器登録・		
	つづき	品質管理センターに下記①～④の書類を提出する必要があるため、受注者は各機材の下記①、②、④について船積みまでに発注者に提出すること。また③は発注者手配であるが、発注者の資料提出要請等に応じて側面支援を行うこと。		
		①品質管理証明書：ISO9001:2000、ISO13485:2003の要件に準拠した製品であることが確認できる証明書		
		②原産地証明書：製造国が確認できる証明書		
		③無償供与証明書：機材が無償であることが確認できる証明書		
		書（発注者手配）		
		④取扱説明書：ロシア語で操作方法及び技術要件がわかる説明書		
		明書		
		ただし、①品質管理証明書については、メーカーがISO9001:2000、ISO13485:2003を未取得または提示が極めて困難である場合に限り、メーカーまたは受注者が発行する品質を保証する書類を、この品質管理証明書の代用とすることを認める。		
		また④取扱説明書に下記の書類を添えて提出すること。		
		(1)走行距離100kmあたりのディーゼル消費率		
		(2)推奨されるエンジンオイル交換スケジュールとオイルの種類		
		(3)推奨されるトランスミッションオイル交換頻度		
		8. 受注者は、契約締結日から1か月以内に内訳明細書（機材仕様の記載を含む調達対象機材リスト）の英語版を発注者に提出すること。		

## 機材仕様明細書

トルクメニスタン国 心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材

番 号	機 材 名	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則	9. 各機材とも現地（やむを得ない場合は近隣国）にアフター サービスの拠点があり、導入後のアフターサービスが実施		
	つづき	されるとともに、消耗品、スペアパーツ等の購入が可能で あること。		
		10. 各機材について、下記に記載する企業の会社名、所在国、 住所、担当者名、連絡先、メーカーと関係を記した書面を 契約締結日から1か月以内に発注者に提出すること。		
		なお、下記の対応を行う企業は、メーカーが指定する企業 であり、メーカーと契約を締結している正規代理店、また はこれらの業務を実施するにあたり十分な能力を備える実 施経験豊富な企業でなくてはならない。		
		(1) 技師派遣条件書に記載の業務を実施する企業（技師派遣 対象機材）		
		(2) メーカー保証対応、故障・修理対応等のアフターサービ スを実施する企業		
		(3) 導入後スペアパーツ、消耗品等を供給（販売）する企業		
		11. 機材番号1. 医療コンテナ車全体として、技師派遣条件書に 記載の技師派遣を要する。		
		12. 各機材とも、当該国および自走にて経由する各国の交通、 排ガス、その他の規制、法令等に適合すること。		
		13. 各機材の輸送、現地での試運転、検査等に際し、当該国お よび輸送での経由国、設置場所の法令・規格・基準等諸 規定を遵守し行うこと。		
		14. 機材番号1-2. 発電機および1-3. 40フィート用コンテナシャ ーシの型番について、契約時には機材仕様明細書に記載し、		

# 機材仕様明細書

トルクメニスタン国 心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材

番 号	機 材 名	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則	カタログ等の仕様が確認できる資料を発注者に提出すること。 つづき		
		と。契約時に未確定の場合は、型番が決定次第発注者に報告し、上記資料を提出するとともに、機材仕様明細書の変更を申し出ること。		
1	医療コンテナ車	※ここでは医療コンテナ車全体に関する仕様を記載する。医療		
	Medical container vehicle	コンテナ車を構成する主要機材の仕様、型番等については、下記1-1~1-7に示す。		
		(仕様) 用途：下記の画像検査機材を搭載し、巡回診療を実施するシステムとして運用する		
		1. 移動型デジタルX線撮影装置		
		2. 超音波診断装置		
		3. 心電計		
		・心疾患者に対応可能な放射線を含む様々な画像検査が可能な機能および仕様であること（下記各構成品も同様）		
		・通関場所として想定しているトルクメンバシ港に到着する前に、医療コンテナ、シャーシ、トレーラーヘッドを技師派遣		
		業務の一環として組み上げ一体化すること		
		・塗装色および外装デザインについては、医療コンテナ、シャーシ、トレーラーヘッドとも別途発注者が指定するとおりとすること		
		受注者は、塗装色および外装デザインの指定方法および指定時期について契約後速やかに発注者に連絡すること		
		・医療コンテナ車が仕向地に到着後、クリーニングを実施し、医療コンテナ、シャーシ、トレーラーヘッドとも輸送時にお		

# 機材仕様明細書

トルクメニスタン国 心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1	医療コンテナ車	けるキズ、塗装の剥がれ、その他の瑕疵等がないか確認し、 つづき		
		それらが見つかった場合は、納品前に受注者の費用負担にて 修復を行うこと		
		・メーカーがISO9001の認証を取得していること		
		銘柄指定 医療コンテナシステム	Sansei	1
		別添「1. 医療コンテナシステム仕様書（案）」		
		に示す特注品		
		構成は以下1-1～1-7のとおり		
1-1	ISO 40フィート ハイキューブドライコンテナ	(仕様) 用途：上記医療コンテナ車を構成するコンテナ本体で、 ISO 40ft High Cube Dry Container		
		医療機器および発電機を搭載し、放射線を含む 画像検査等を実施する		
		・国際規格に準じた仕様のコンテナを使用すること		
		1) ISO規格		
		2) 40フィートハイキューブドライコンテナ		
		(外形寸法 : L12,192×H2,896×W2,438mm)		
		3) CSC認証 等		
		・防錆処理済みの新品コンテナを使用すること		
		・空調、室内照明、検査機器等の電源は、搭載した発電機およ び外部電源で賄えること		
		・空調、室内照明、検査機器等を外部電源で賄う際は、単相お よび三相での外部からの供給に対応すること		
		・鉛厚が1.0mmPb以上で、遮蔽計算によりX線検査が可能な放射 線防護がなされていること		

# 機材仕様明細書

トルクメニスタン国 心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材

番 号	機 材 名	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-1	ISO 40フィートハイキューブドライコンテナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部は仕切られた発電機室と各検査室で構成すること</li> </ul>		
	つづき	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査室内仕様：壁は厚さ10mmの抗菌強化ガラス、</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>壁・ドア・天井・床は防音、断熱および鉛によるX線防護仕様であること</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>X線検査室には救急カートを装備すること</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>各室天井にLED照明を装備すること</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>吸排気設備を装備し、クリーンな空調環境の提供が可能であること</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地の寒暖差に対応可能なエアコンを各室に装備すること</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>患者およびコンテナ内に搭載する各機材の昇降に対応した耐荷重500kg以上のリフトを装備すること</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者用階段/手すりを装備すること</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>各室にF型（SE型）コンセントを装備すること</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>トルクメニスタンで規制されている仕様で色は白が基調であること</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>X線検査室内は、船積み前に「一般社団法人日本画像医療システム工業会規格・X線診療室の管理区域漏洩線量測定マニュアル」の最新版に準じたX線漏洩検査を、実際に搭載する移動型デジタルX線撮影装置と同型または同等の機材を用いて実施し、X線の漏洩が安全な範囲であることを証明する検査証（英語版）を作成し、発注者に報告するとともに機材に添付し、納品すること</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線を使用する検査室内は、トルクメニスタンの規定に沿った放射線管理区域を示す標識および使用時の表示等が備えられていること</li> </ul>		

# 機材仕様明細書

トルクメニスタン国 心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材

番 号	機 材 名	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-1	ISO 40フィートハイキューブドライコンテナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・X線操作室には作り付けの机、棚を備え、超音波検査室と心電図検査室には車輪付き丸椅子を備えること</li> </ul>		
	つづき	電図検査室には折り畳み机を備えること		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・X線操作室、超音波検査室、心電図検査室には車輪付き丸椅子を備えること</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・搭載する医療機器、什器類等は、運用の際の移動時には壁または床に固定する装備と、振動等から保護する装備を有すること</li> </ul>		
		こと		
		銘柄指定 40FTコンテナ MC-Cube (本プロジェクト特注品)	Sansei	1
		標準付属品：取扱説明書（総則記載の形態・言語・部数）		
1-2	発電機	<p>(仕様) 用途：上記医療コンテナ車を構成する発電機で、医療</p>		
	Generator	<p>コンテナの内部に設置し、搭載機材への給電および非常時にコンテナ外部への電源供給を行う</p>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼルエンジン発電機（空冷式）であること</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・排気ガスサイレンサーを装備すること</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・規格：VDE, IEC, BSに準拠していること</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出力：80KVA以上</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電圧・周波数：単相（220V 50Hz）、</li> </ul>		
		三相（AC380V 50Hz 3P4W）		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料タンク容量：208リットル以上</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護等級：IP23相当以上</li> </ul>		
		参考銘柄 上記仕様を満たす車載可能な発電機		1
		標準付属品：取扱説明書（総則記載の形態・言語・部数）		

## 機材仕様明細書

トルクメニスタン国 心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材

番 号	機 材 名	仕 様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-3	40フィート用コンテナ シャーシ	(仕様) 用途 : 上記医療コンテナ車を構成するシャーシで、各 40ft Container Chassis 医療機材および発電機等を搭載した医療コンテ ナの安定的な設置と移動を担う。 ・ 機材番号1-4. トレーラーヘッドと適合すること ・ シャーシタイプ : ISO規格40ftコンテナ輸送用シャーシ ・ 車軸数は2軸又は3軸であること ・ エアサスペンション装備すること ・ レベル調整脚(Landing Gear) 4本装備すること ・ 最大積載量 : 24,000kg以上 ・ 車両重量 : 約3,500kg程度 ・ キングピンサイズ : 2インチ		
		参考銘柄 上記仕様を満たす40フィート用コンテナシャーシ	1	
		標準付属品 : 取扱説明書 (総則記載の形態・言語・部数)		
1-4	トレーラーヘッド Trailer Head	(仕様) 用途 : 上記医療コンテナ車を構成するトレーラーヘッ ドで、シャーシとともに医療コンテナを運搬・ 移動するための牽引車両 ・ 機材番号1-3. 40フィート用コンテナシャーシと適合すること ・ 上記医療コンテナを牽引できる馬力を有すること ・ トルクメニスタンで規制されている仕様で色は白が基調であ ること ・ エンジン出力 : 360馬力以上 ・ サスペンション : リヤエアサス ・ エンジン方式 : ディーゼル		

# 機材仕様明細書

トルクメニスタン国 心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-4	トレーラー・ヘッド つづき	・ 変速機：12速セミオートマチックトランスミッションまたは同等品以上の性能を有すること		
		参考銘柄 TGS18.360 4x2 BL SAまたは同等品	MAN	1
		標準付属品：取扱説明書（総則記載の形態・言語・部数）		
1-5	X線立位撮影台（スタンド） X-ray Standing Photographing Stand	（仕様）用途：医療コンテナに搭載・固定されるX線スタンドで、デジタルX線検査を実施する際に使用する		
		・ この機材は機材番号1. 医療コンテナ車のメーカーが手配し、		
		1-1. ISO 40フィートハイキューブドライコンテナ内に据付固定して納品すること		
		<機能・条件事項等>		
		・ FPDが使用可能であること		
		・ 受動部装置は固定式であること		
		・ 上下動ストロークが可能であること（手動式）		
		・ 設置は床面アンカー固定式、又は壁アンカー固定併用		
		・ カセットが縦と横方向でトレー内に収納可能であること		
		<技術仕様事項等>		
		・ カセットサイズ：半切(14×17インチ)		
		・ グリッド：40本/cm、10:1、150cm		
		・ カセットトレー引き出し：右引き出し/左引き出し（選択式）		
		・ 外形寸法：W577×H1,785×D412 mm程度		
		・ 本体重量：85kg程度		
		・ 付属品：壁と床の固定金具、ウエイトロック（1セット/台）		
		DR用カセットトレー・アタッチメント（1個/台）		

# 機材仕様明細書

トルクメニスタン国 心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-5	X線立位撮影台（スタンド）			
	つづき	参考銘柄 モデル：PENCIL（静止型）  カセッテトレー引出し方向：右	大林製作所	1
		標準付属品：取扱説明書（総則記載の形態・言語・部数）		
		特別付属品：壁と床の固定金具、ウエイトロック	大林製作所	1
		DR用カセッテトレー・タッチメント	大林製作所	1
1-6	検査用ベッド	（仕様）用途：医療コンテナに搭載される検査用ベッドで、		
	Examination Bed	エコー検査および心電図検査の際に使用する		
		・この機材は機材番号1. 医療コンテナ車のメーカーが手配し、		
		1-1. ISO 40フィートハイキューブドライコンテナ内に据付固		
		定して納品すること		
		・アルコールや次亜塩素酸で清拭が可能なこと		
		・アジャスター付きであること		
		・耐荷重：250kg以上		
		・材質：マットカバー レザード		
		（耐アルコール・耐次亜塩素酸・抗菌機能・難燃）		
		マット中身 ウレタン		
		脚部 スチール		
		・サイズ：幅600×長さ1,900×高さ600mm程度		
		・重量：20kg程度		
		参考銘柄 型番：7-9957-04 アズワン品番：TE-H6019PG	ナビス (アズワン)	2
		標準付属品：取扱説明書（総則記載の形態・言語・部数）		

# 機材仕様明細書

トルクメニスタン国 心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
1-7	救急カート	(仕様) 用途：医療コンテナに搭載する救急カートで、X線検査装置の備品等の保管用に利用する		
	Emergency Cart	・ この機材は機材番号1. 医療コンテナ車のメーカーが手配し、 1-1. ISO 40フィートハイキューブドライコンテナ内に据付固定して納品すること ・ 移動可能なこと ・ 備品が収納可能な引出し等を備えること ・ 本体材質：スチール ・ ハンドル材質：アルミニウム ・ 天板・補助天板・仕切板の材質：PVC ・ 引き出し段数：5段 ・ 各引き出し有効サイズ：367×323×99～288mm程度 ・ 天板・補助天板サイズ：456×426mm程度 ・ 耐荷重：30kg程度（引き出し1段当たり） ・ 仕切板取付け可能数：5枚程度 ・ キャスターサイズ：Φ100mm程度（4輪ストッパー付き） ・ 本体サイズ：585×460×955mm程度 ・ 本体重量：43kg程度 ・ 付属品：蘇生板（合板製）（1枚/台）		
		参考銘柄 型番：EC-R アズワン品番：0-4559-44	ナビス (アズワン)	1
		標準付属品：蘇生板（合板製）（1枚/台）		
		取扱説明書（総則記載の形態・言語・部数）		

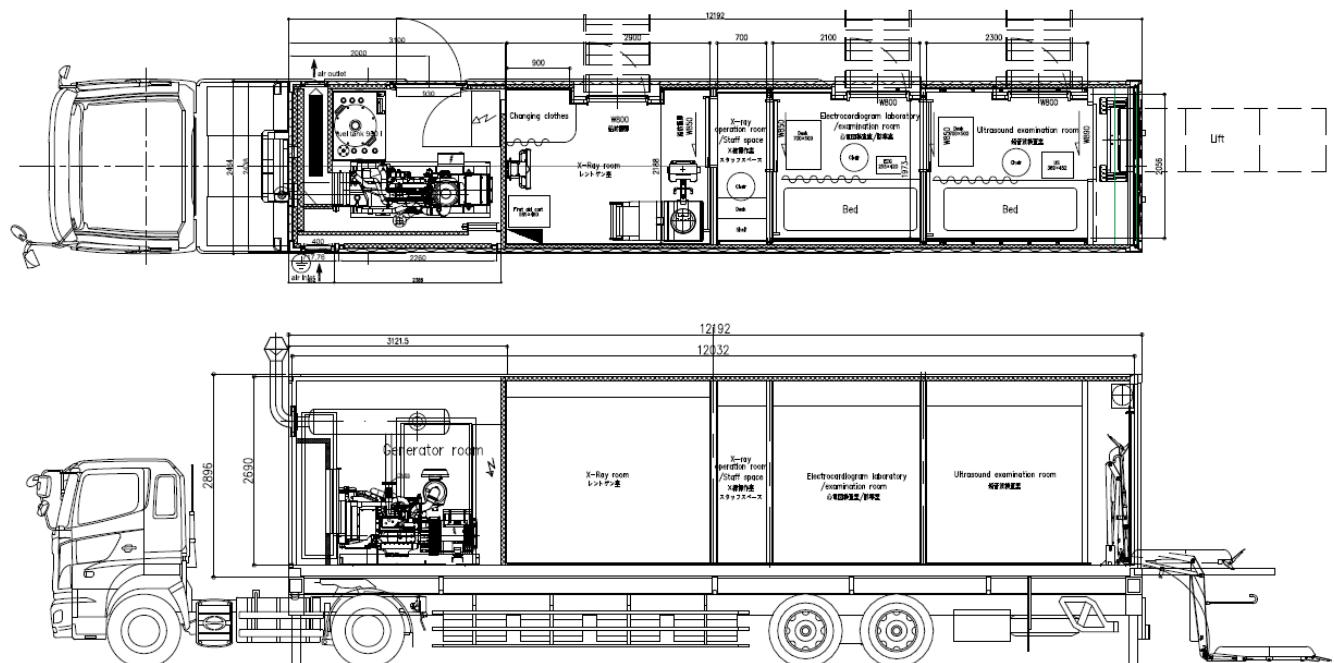
トルクメニスタン国心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材  
医療コンテナシステム仕様書(案)

株式会社 Sansei

## 【概要】

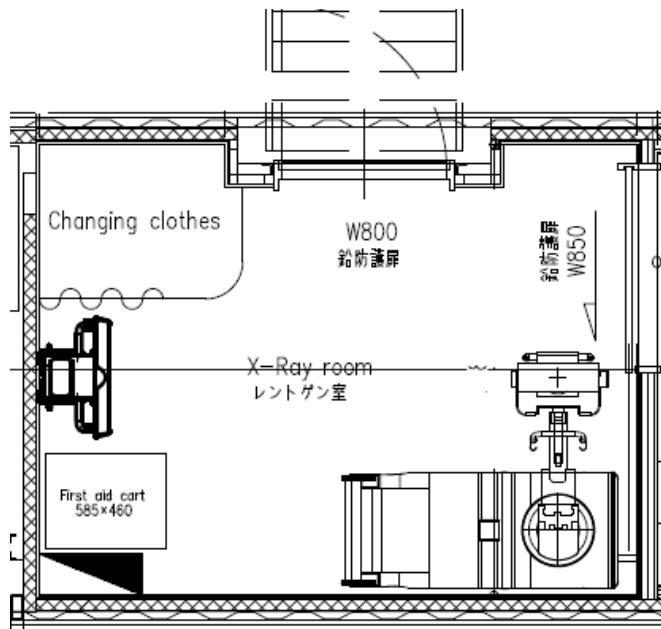
医療コンテナシステムは、医療検査機器（X線撮影装置、超音波診断装置、心電検査装置）を搭載し、モバイル運用をすることで巡回診療体制の整備を行い、心血管疾患の画像診断能力の向上を図り、心血管疾患の対応能力の強化に寄与する事を目的とするものである。

## 【全体図】



【レイアウト図】

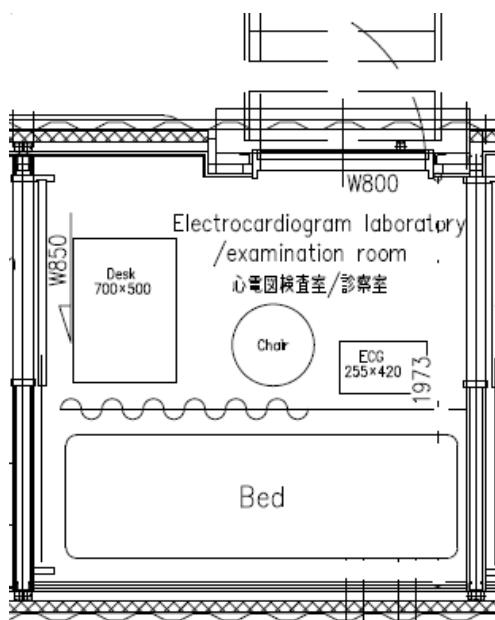
<X線撮影室>



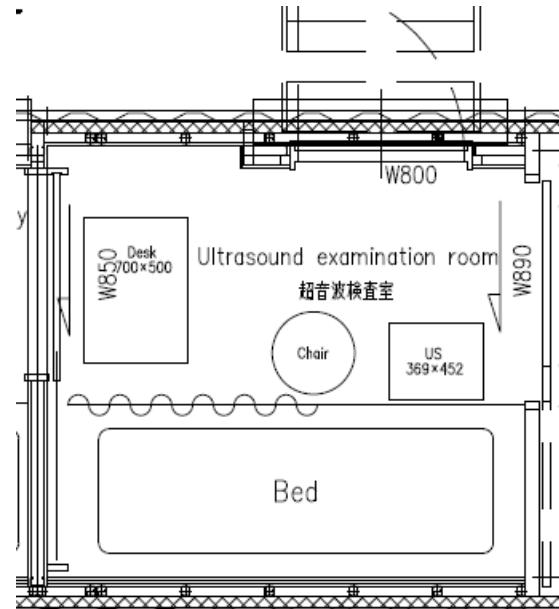
<操作室>



<心電図室>



<超音波検査室>



【内部写真】



【構成品】

No.	名称	型式	数量	備考
1)	40FT コンテナ	MC-Cube	1	
2)	コンテナシャーシ		1	
3)	トラクタヘッド	TGS 18.360 4x2 BL SA (同等品)	1	

【搭載物リスト】

No.	名称	型式	数量	備考
1)	発電機		1	
2)	昇降リフト		1	
3)	X線撮影スタンド	PENCIL	1	別途機材調達品
4)	診察ベッド	TE-H6019PG	2	別途機材調達品
5)	救急カート	EC-R	1	別途機材調達品
6)	折畳み机		2	
7)	丸椅子		3	

【搭載予定医療機器】

No.	名称	型式	数量	備考
1)	移動型デジタルX線撮影装置	MX-8 Version C	1	別途機材調達品
2)	超音波診断装置	SONIMAGE HS2	1	別途機材調達品
3)	心電計	ECG-3350	1	別途機材調達品

【仕様】

No.	名称	仕様
コンテナ		
1)	コンテナタイプ	ISO 規格 40 フィート ハイキューブドライコンテナである。
2)	外形寸法	全長:約 12,192mm、全高:約 2,896mm、全幅:約 2,896mm。
3)	エアコン	X線室、操作室、心電図室、超音波検査室、各部屋の空調は約 4KW の能力がある。
4)	換気システム	各部屋の空気循環を考慮した設計がされている。
5)	コンテナ内部	パーテーションによって各部屋に分割されている。
6)	X線室の内装仕上げ	壁、天井、床は断熱材が施工されている。
7)	X線室の内装仕上げ	壁の 1 面は強化抗菌ガラス仕上げになっている。
8)	X線防護	X線が漏洩しないよう鉛で防護がしてある。
9)	X線室のドア開口部	コンテナの右側に幅約 800mm、高さ約 2,000mm のドアがある。また、格納式の階段が設けてある。
10)	X線操作室の内装仕上げ	壁、天井、床は断熱材が施工されている。
11)	X線操作室の家具	作り付けの机と棚がある。
12)	X線撮影監視窓	X線撮影室と操作室を隔てる壁又はドアに検査状況を確認する為、幅約 200mm 高さ約 300mm。監視窓がある。
13)	心電図室の内装仕上げ	壁、天井、床は断熱材が施工されている。
14)	心電図室の内装仕上げ	壁の 1 面は強化抗菌ガラス仕上げになっている
15)	心電図室のドア開口部	コンテナの右側に幅約 800mm、高さ約 2,000mm のドアがある。また、格納式の階段が設けてある
16)	超音波検査室の内装仕上げ	壁、天井、床は断熱材が施工されている。
17)	超音波検査室の内装仕上げ	壁の 1 面は強化抗菌ガラス仕上げになっている
18)	超音波検査室のドア開口部	コンテナの右側に幅約 800mm、高さ約 2,000mm のドアがある。また、格納式の階段が設けてある
19)	発電機室の設備	発電機の騒音を軽減する為のサイレンサー付き排気ダクトが装備されている
20)	発電機室のドア開口部	コンテナの右側に幅約 950mm、高さ約 2,000mm のドアがある

No.	名称	仕様
21)	室内ドア	X線撮影室と操作室、操作室と心電図室、心電図室と超音波検査室、超音波検査室と後部出入口を隔てる各パーテーションに幅約850mm、高さ約2,000mmのドアがある
<b>発電機</b>		
1)	駆動方式	ディーゼル
2)	エンジン出力	64KW以上
3)	発電出力	80KVA以上
4)	力率	0.8
5)	出力電圧	AC三相380V、単相220V、50Hz
6)	燃料タンク	990リットル
7)	保護等級	IP23
<b>昇降機</b>		
1)	昇降台寸法	900×1,600mm以上
2)	昇降能力	500kg以上
<b>シャーシ</b>		
1)	シャーシタイプ	ISO規格40ftコンテナ輸送用シャーシ
2)	最大積載量	24,000kg以上
3)	車両重量	約3,500kg
4)	車軸数	2軸
5)	サスペンション方式	エアーサスペンション
6)	キングピンサイズ	2インチ
7)	トレーラー補助脚	4脚独立
<b>トラクター</b>		
1)	ロードトレイン総重量	42t
2)	サスペンション	リヤエアサス
3)	サドル荷重	10t
4)	エンジン出力	360馬力
5)	エンジン方式	ディーゼル
6)	変速機	12速セミオートマチックトランスミッション
<b>什器・備品</b>		
1)	折畳み机	天板寸法:約W700mm×D500mm
2)	丸椅子	座面寸法:直径約400mm、車輪付き

### **【搭載機器の固定方法】**

搭載機器の固定は、床、壁面に設けたフックを利用し、ラッシングベルトを使って固定します。

\* 添付の事例写真参照

### **【X線漏洩検査の仕様と検査方法】**

X線撮影室内に設置したX線発置が曝射した瞬間、部屋の外部にX線が漏れていないかを測定。

\* 別添、測定風景写真及び検査結果報告書を参照

### **【外装デザイン】**

基本色は、防錆塗装の上にトルクメニスタン保健省が指定する色番号のペンキ仕上げとする。

ロゴ等は、JICA 及びトルクメニスタン保健省が求めるロゴマーク、国旗などのデザイン及びサイズを、双方が事前協議を行い決定されたものをコンテナ外部に設けてある。

# 梱包条件書

## 1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

### (1) ケース・マーク（黒字）

Cardiology Research and Clinical Center Hospital



Ashgabat, Turkmenistan

（インボイス番号）

C/No. （ケース番号/ケース数）

### (2) サイド・マーク（赤字）

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

### (3) CAUTION/CARE MARK(TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク(FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等)を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

### (4) 注意事項

- ①輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。

## 2 梱包条件

以下を参考としつつ、受注者の責任で適切な梱包とすること。

### ●海上輸送および陸上輸送

- ①医療コンテナ、シャーシ、トレーラーヘッドは裸梱包とする。
- ②医療コンテナは、エアコン室外機や排気筒等の外部設置物や突起物がない状態とし、配管孔や通気孔などは完全に塞ぎ、密閉した状態で輸送すること。
- ③医療コンテナ内に装備する構成機材およびそれらの付属品は、医療コンテナ内に搭載し、動かないよう固定すること。
- ④ シャーシ、トレーラーヘッドの付属品は、トレーラーヘッドの車内に収容し、車内で動かないよう固定すること。

## 輸送条件書

### 1 業務内容

- (1) 仕向地までの輸送手配
- (2) 仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配
- (3) 出荷国における輸出規制及び米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
- (4) 船積書類（B/L、インボイス、パッキングリスト等）の作成
- (5) 輸出通関手続き
- (6) 危険品がある場合の諸手続き
- (7) 温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
- (8) 貨物海上保険付保（受注者の任意とする）
- (9) 経由国を通過するための諸手続き
- (10) 仕向港から仕向地までの内陸輸送
- (11) 上記に付随する業務

### 2 輸送条件

- (1) 船積港/出発地：受注者の手配による
- (2) 仕向港：トルクメニスタン国 トルクメンバシ港
- (3) 仕向地：
  - （宛名） Cardiology Research and Clinical Center Hospital
  - （住所） 744006, Turkmenistan, Ashgabat city, 192, A.Niyzov avenue
- (4) 輸送対象機材：全機材海上輸送および陸上輸送
- (5) 業務の範囲

#### 仕向地までの輸送

- (6) 安全かつ迅速な輸送

受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。

海上輸送にあたっては、受注者は原則次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。

- (ア) 船齢は15歳以下
- (イ) 国際船級協会連合（IACS）の正会員または準会員の船級を有していること

## 【仕向地渡し】

### (ウ) 国際総トン数1000トン以上

#### (7) 積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担とする。

#### (8) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

##### ①相手国における輸入通関手続き

受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

##### ②通間に日数を要した場合の保管料

通常の通間に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合で、かつ受注者に責がない場合の保管料は発注者又は荷受人の負担とする。

#### (9) 仕向港から仕向地までの陸上輸送

現地の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段、ルート、コンテナは買い取りか借り上げかなどについて比較検討の上、安全で効率的な輸送方法を選択すること。また、第三国の通過に必要な経由国での手続きについては、原則として受注者が行い、受注者の費用負担とする。

#### (10) その他注意事項

機材中の車両、および医療コンテナと組み上げ後の医療コンテナ車は、内陸輸送中の自走を認める。

### 3 貨物海上保険

受注者の任意とする。ただし、仕向地で引き渡すまで（保管中及び技師派遣があるときは技師の業務実施中、現地工事があるときは施工中を含む）に損害が発生した場合、受注者は自らの責任で保険求償等を行い、代替品納入あるいは修理を行うこと。

### 4 輸送書類

#### (1) 必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

提出書類名	提出部数
① 海上輸送 : Bill of Lading *	正3部、写2部
② Invoice **	正1部 写2部
③ Packing List**	正1部 写2部

## 【仕向地渡し】

④ 保険証券/Marine Cargo Policy	正2部、写1部
⑤ 海上保険料請求書／Debit Note	正2部
⑥ 檢量証明書***	必要に応じて
⑦ 原産地証明書	正1部、写1部
⑧ 領事査証	必要に応じて
⑨ 梱包材熱処理証明書等****	必要に応じて
⑩ 非木材証明書	必要に応じて
⑪ 輸送日程報告カード（確定）	電子データ1部
⑫ 輸出許可通知書	正1部

- \* B/L は荷受人宛の船積港から仕向地までの一貫した輸送責任を有する Combined Transport (Multimodal) B/L であり、運賃払込済み無故障船荷証券とすること。
- \*\* 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。
- \*\*\* 海上輸送の場合、出荷国の検量機関による検量を行い、検量証明書を提出すること。
- \*\*\*\* 経由地で必要な場合は取り付けること。

### (2) 船積書類記載事項

(Consignee)

病院名 : Cardiology Research and Clinical Center Hospital  
住所 : 744006, Turkmenistan, Ashgabat city, 192, A.Niyzov avenue  
担当者 : Dr. Garajayev Yazmyrat Baymyradovich (院長)  
連絡先 : (+99312) 97-00-81; (+99312) 97-12-05 (病院代表)

(Notify Party)

① : Ministry of Health and Medical Industry of Turkmenistan  
住所 : Ashgabat, Turkmenistan, Archabil Ave. 20, 744017  
担当者 : Ergeshov Muhammet Bozoganovich (Head of treatment department)  
連絡先 : +993-12-4005 / +993-65-508856

② : Cardiology Research and Clinical Center Hospital  
住所 : 744006, Turkmenistan, Ashgabat city, 192, A.Niyzov avenue  
担当者 : Dr. Garajayev Yazmyrat Baymyradovich (院長)  
連絡先 : (+99312) 97-00-81; (+99312) 97-12-05 (病院代表)

## 【仕向地渡し】

③ : Japan International Cooperation Agency, East and Central Asia and the Caucasus Regional Department

住所 : 5-25, Niban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-8012, Japan

担当者 : OKUDA Hisakatsu

連絡先 : +81-50-1800-1820

(Shipper) 受注者とする。ただし、on behalf of JICAと追記すること。

(その他)

以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.”

### 5 その他

輸送ルートは受注者の任意とするが、医療コンテナ・シャーシ・トレーラーへッドを組み上げ一体化した上でトルクメンバシ港へ到着すること。

以上

## 技師派遣条件書

### 1 対象機材：機材番号1. 医療コンテナ車

### 2 業務内容：

- (1) 下記構成機材の組み上げ（合体作業）：トルクメンバシ港到着前に実施を想定
  - ・機材番号1-1. ISO 40フィートハイキューブドライコンテナ
  - ・機材番号1-3. 40フィート用コンテナシャーシ
  - ・機材番号1-4. トレーラーヘッド
- (2) 仕向地での車体クリーニング、キズ・塗装等の瑕疵確認と修繕
- (3) 全構成機材、内装物、外装物の据付・調整・試運転・動作検証
- (4) 搭載予定医療機器（①移動型デジタルX線撮影装置、②超音波診断装置、③心電計）の設置および試運転・動作検証
- (5) 医療コンテナ車全体の動作検証
- (6) 操作・保守指導
- (7) 報告等

### 3 技師の資格

下記(1)～(3)の全ての条件を満たす者とする。ただしメーカーと契約する代理店等所属のエンジニアで、かつ(2)および(3)の条件を満たす者がメーカー所属エンジニアの補佐として業務を行うことを認める。

- (1) メーカー所属のエンジニアであること。
- (2) 当該機材に関する上記業務の実務経験があること。
- (3) 業務に必要な語学力（トルクメンスタン語、またはロシア語、または英語）を有すること。

### 4 想定派遣人数、工数（案）

※下記人数、工数等は想定案であり、受注者は上記業務を遂行するための適切な人数、工数等にて実施すること。

- A. 上記業務内容(1)：4名×1～2日程度（移動日、重機等の準備期間除く）
- B. 上記業務内容(2)～(7)：4名×7日程度（移動日、休日除く）

### 5 スケジュール（案）

※下記スケジュールは想定案であり、受注者は本業務を遂行するための適切なスケジュールにて実施すること。

## A. 上記業務内容(1)

日	業務内容(例)
1~2	上記業務内容(1) 組み上げ作業

## B. 上記業務内容(2)~(7)

日	業務内容(例) ※休暇を除いて記載
1~2	上記業務内容(2) 車体クリーニング、キズ・塗装等の瑕疵確認と修繕
3~4	上記業務内容(3) 全構成機材の据付・調整・試運転・動作検証
5	上記業務内容(4) 搭載予定医療機器の設置および試運転・動作検証
5	上記業務内容(5) 医療コンテナ車全体の動作検証
6~7	上記業務内容(6) 操作・保守指導
7	上記業務内容(6) 報告等

## 6 派遣手続き :

- (1) 受注者の責任において、航空便手配、ビザ取得、入国ための手続き、宿舎手配等を行う。必要に応じ、発注者は側面支援を行う。  
 ビザ取得：受注者が要否を確認する  
 現地受入確認：要（発注者が現地に連絡する）
- (2) 受注者は、派遣国の安全情報、感染症情報等を確認し、派遣される技師に情報を提供するとともに、必要な措置を取る。発注者は、必要に応じ派遣国におけるJICA安全対策措置や国別生活情報等を受注者に提供する。
- (3) 受注者は、技師・派遣期間を決定次第、発注者に所定の様式にて連絡する。記載情報の概要は次のとおり。
- ・派遣技師：氏名、連絡先等
  - ・所属先：緊急時連絡先等
  - ・派遣日程：旅程、業務スケジュール等
  - ・宿泊先：ホテル名、電話番号等
  - ・海外旅行保険：付保状況
  - ・JICA海外渡航管理システム（トコカン）：登録状況
  - ・国際協力キャリア総合情報サイトPARTNERWeb安全対策研修受講状況
  - ・別添資料：パスポートコピー、海外旅行保険証券コピー

## 7 契約に含む費用：

契約には以下の費用を含む。

- ・旅費（航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む）
- ・人件費
- ・ビザ等入国のために必要な経費
- ・業務に必要な工具の運搬費用
- ・業務に必要な現地で調達する工具、資材、消耗品等の購入費
- ・その他必要な経費

## 8 支払：

技師派遣費用は、受注者が発注者に業務完了報告書を提出後、発注者の検査に合格したあとに支払われるものとし、前払は不可とする。

請負契約のため、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算は行わない。

## 9 安全対策措置等

- (1) 受注者は、海外に派遣される技師の生命・身体等の安全優先を旨として、自己の責任と負担において、派遣する技師の勤務上の安全に配慮するとともに、仕向国及び技師の業務場所における治安、災害等に関する情報を継続的に収集し、必要な安全対策を講じて、派遣する技師の安全確保に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要な情報を入手した場合は、発注者に報告しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者が派遣する技師の安全確保上重要と思われる情報を入手した場合は、受注者に対し速やかに提供するものとする。
- (3) 受注者は、技師の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他の措置（以下「安全対策措置」という。）を実施する場合は、発注者と協議するものとする。ただし、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について発注者と協議する時間がないときは、協議を経ないで安全対策措置を実施することができる。その場合、事後速やかに発注者に報告しなければならない。
- (4) 受注者は、派遣する技師に対し、以下の安全対策措置を講じるものとする。
  - 1) 技師について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。
    - ・死亡・後遺障害 3,000万円 (以上)
    - ・治療・救援費用 5,000万円 (以上)
  - 2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに、滞在中の緊急連絡網を作成し、発注者の在外事務所等に提出する。なお、技師が3か月以上現地に滞在する場合は、併せて、在留届を在外公館に提出させる。

- 3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、JICAが提供している海外渡航管理システム（トコカン）に、技師の渡航情報を登録する。
  - 4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER）上で提供する安全対策研修（Web版）を派遣する技師に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない技師については、この限りではない。
  - 5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。
  - 6) 第2号及び第3号の規定は、日本国籍を持たない技師には適用しない。
- (5) 第1項の規定に拘らず、発注者は、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、受注者と共同で又は受注者に変わって、技師に対し安全対策措置のための指示をおこなうことができるものとする。

以上

20〇〇年〇月〇日

○○株式会社  
役職 氏名 殿

独立行政法人国際協力機構  
契約担当 理事  
(押印省略)

トルクメニスタン向け 貨物海上保険にかかる通知（案）

平素より当機構の事業にご理解ご協力いただき、御礼申し上げます。

下記機材調達契約における貨物輸送については、技術協力協定に基づき、  
仕向国法令に基づく保険付保規制の対象外であり、日本国法令に基づく保険付保が可能である旨通知します。

記

契約件名：トルクメニスタン国心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材（ロット2）  
(調達管理番号 25a00168000000)

仕向国：トルクメニスタン

以上